

1 保育の必要性の認定について

幼稚園における預かり保育の利用料や、認可外保育施設の利用料等の施設等利用給付の受給には、保育の必要性の認定（2号認定・3号認定）が必要です。申請は、保護者が鎌ケ谷市内に在住し、保護者及び20歳以上65歳未満の同居している方全員が何らかの事情で、保育することが困難な状況にある児童が対象です。

（1）保育の必要性の認定の種類

施設等利用給付認定は、児童の年齢と保育の必要性により3つの区分に分かれます。

※子ども・子育て支援法

認定の種類	保育の必要性	支給認定区分	対象となる子ども
施設等利用 給付認定	なし	1号認定 (※法第30条の4第1号)	満3歳以上の小学校就学前子ども (2号認定及び3号認定に該当するものを除く)
	あり	2号認定 (法第30条の4第2号)	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって「保育を必要とする事由」に該当するもの
		3号認定 (法第30条の4第3号)	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって「保育を必要とする事由」に該当するもののうち、保護者及び同一世帯員が住民税非課税者であるもの

○1号認定・・・私学助成幼稚園（預かり保育を除く）

○2・3号認定・・・幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等

（2）認定の通知

施設等利用給付認定の申請後、鎌ケ谷市から概ね30日程度で通知をします。

ただし、4月利用開始の認定については、申請が集中し、審査等に日数を要することが予想されるため、通知が遅れることがあります。

2 申請に必要な書類

認定結果に影響する場合がありますので、不備がないことを確認の上、提出してください。また、提出された書類は返却できません。証明書類は、発行日から6か月以内のもののみ有効です。

(1) 書類の記入上の注意

- ・記入は必ずボールペンで行ってください。鉛筆、消せるボールペン等は利用しないでください。
- ・訂正は二重線で行ってください。修正液、修正テープ等は利用しないでください。

(2) すべての方が必要な書類

書類は申請する児童1人につき1枚提出してください。

必要な書類	注意点
鎌ヶ谷市子育てのための施設等利用給付認定申請書	1号認定を申請する場合は表面のみ、2号認定又は3号認定を申請する場合は、両面を記入してください。
施設等利用給付認定申請に関する確認及び同意書	確認及び同意事項を読んだうえで、確認欄に「✓」を入れ、保護者の署名をしてください。
本人確認書類	保護者の本人確認書類として、次の①又は②を「本人確認書類添付用紙」に貼り付けて提出してください。 ※それぞれ原本を貼り付けることの無いようご注意ください。 ①マイナンバー（個人番号）カードを持っている場合 ⇒マイナンバー（個人番号）カードの両面をコピーして添付用紙に貼り付けてください。 ②マイナンバー（個人番号）カードを持っていない場合 ⇒マイナンバー（個人番号）通知カードの両面のコピー（通知カードがない場合は、個人番号付きの住民票の写しのコピー）＋身元確認書類（a又はbパターン）のコピーを添付用紙に貼り付けてください。 a 公的機関が交付した顔写真付きのもの（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・障害者手帳・在留カード等）のコピー…1点 b 公的機関が交付した住所・氏名・生年月日が記載さ

	れている書類（被保険者証・介護保険被保険者証・年金手帳・印鑑登録証明書、児童扶養手当証書等）のコピー…2点 ※いずれのパターンでも住所変更等記載事項に変更がある場合は、変更内容がわかる部分のコピーも必要です。
--	--

（３）施設等利用給付を希望する場合

預かり保育・認可外保育施設等の利用料に対する施設等利用給付の受給には、2号認定又は3号認定が必要です。申請には、次の表のいずれかの事由に該当し、その事由を証明する書類の提出が必要です。

提出の対象となる方は、保護者及び20歳以上65歳未満の同居している方全員です。住民票上で世帯分離している場合でも必要です。

認定の有効期間は、その事由で施設等利用給付を受給できる期間です。保育を必要とする事由が変更となった場合や期間を延長したい理由が発生した場合などは、手続きが必要になりますので、期間満了前に鎌ケ谷市に相談してください。

きょうだいで同時に申請を行う場合は、一番下の児童の申請書に原本を、上の児童にコピーをそれぞれ添付してください。

就労（予定）証明書、主治医の意見書、看護・介護スケジュール、求職活動誓約書の様式は、幼児保育課の窓口にて配布又は鎌ケ谷市ホームページからダウンロードできます。

保育を必要とする事由	認定の有効期間	事由ごとの必要書類
<u>1 か月 6 4 時間以上</u> の仕事をしている	小学校就学前までの保育を必要とする期間 (就労証明書において、届出している就労が続いている間)	就労（内定）証明書 ※単身赴任の場合も必要 ※自営業の方は、就労（内定）証明書の他に自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、開業届等)
妊娠中又は出産後間がないこと	出産予定日から6週前の日の属する月初めから出産日から8週を経過する日の翌日の月末まで	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ)
保護者の病気	完治等により事由が解消するまで	主治医の意見書
保護者の障がい	事由が解消するまで	障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福

		祉手帳)の写し
親族を常時介護、看護していること (<u>1か月64時間以上</u>)	常時介護、看護を継続している間	看護・介護スケジュール 主治医の意見書、障害者手帳 の写し、介護保険被保険者証 のいずれかの写し
災害復旧にあたっている場合	災害復旧に従事している間	被災証明書
求職活動を継続的に行っていること (<u>1か月64時間以上</u>)	認定後90日目となる月の末日まで(認定開始月の翌々月の末日時点で一定時間以上の就労をしていない等、保育の必要性を確認できない場合、認定期間が終了となります)	求職活動誓約書(認定後90日目となる月の末日まで毎月末日に求職活動報告書が必要)
就学している場合 (<u>1か月64時間以上</u>)	保護者の卒業予定日又は修了日が属する月の末日まで	在学証明書又は入学許可書及び時間割表
育児休業を取得する場合であって、育児休業に係る子ども以外の子どもが私立幼稚園を利用しており、育児休業の間に引き続き利用することが必要であると認められる場合	最長で勤務先の育児休業制度を利用している月の月末まで 4、5歳児については、育児休業期間終了日の当該年度末まで (育児休業を受けていた会社に復職し、復職後2週間以内の就労証明書の提出が必要です)	就労(内定)証明書 ※育児休業に係る項目が記載されたもの

(4) 該当する方のみ必要な書類

提出該当事由	提出書類
3号認定を申請する方のうち、生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
ひとり親世帯の方	戸籍謄本の写し(離婚成立日と親権者が記載されているもの)

離婚調停中で別居している方	裁判所からの呼び出し状 又は事件係属証明書
保護者又は児童が外国籍の方	在留カード（外国人登録証明書）の写し（両面）

※市外から転入された方については、マイナンバーで課税状況を確認いたしますが、
マイナンバーで確認できない場合、課税証明書等を求める場合があります。